

盛岡広域振興局長告示第29号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

令和7年6月27日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

- 1 工区に含まれる地域の名称 3 工区 紫波郡矢巾町大字藤沢第5地割12番1の一部、22番の一部、24番、25番、157番の一部、158番の一部、159番の一部、160番の一部、161番の一部、162番、163番、164番の一部、165番1の一部、166番、167番1の一部、203番の一部、204番1、205番、206番の一部、207番2の一部、208番の一部、209番1の一部、242番1の一部、243番、244番、245番、247番の一部、248番の一部、249番の一部、250番、251番、252番、253番、254番の一部、255番の一部、256番の一部、258番、259番、260番、261番、262番、302番の一部、305番の一部、306番の一部、307番の一部、319番の一部及び321番の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 盛岡市菜園一丁目11番4号 樋下&タイキ合同会社